

第6章 計画の推進

1 推進体制

本計画が目指す『循環・調和・協働の「わ」を大切に みんなで気持ちよく暮らせるまち こだいら』の実現には、本計画で示した取組を総合的に推進していく必要があります。また、そのためには、市の関係部局や、市民・事業者・市民団体といった多様な主体との連携を深めていくことが重要です。

本計画を推進するため、市が設置し、市民や事業者等が参画する「環境審議会」へ進捗状況を報告し、取組の課題等について意見等を伺い、以後の施策展開に反映します。

本計画の推進にあたり、広域的な課題には、国や東京都、近隣自治体、関係機関と連携・協力し、課題解決を図ります。

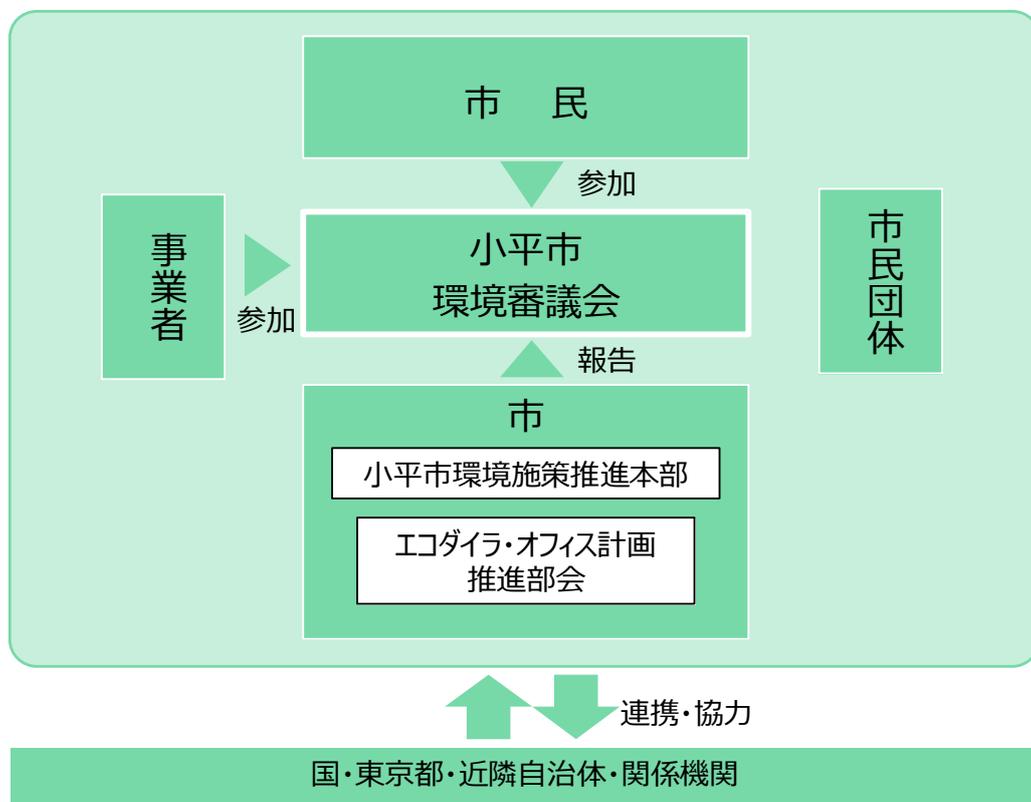


図 6-1 計画の推進体制

表 6-1 計画を推進する主な主体と役割

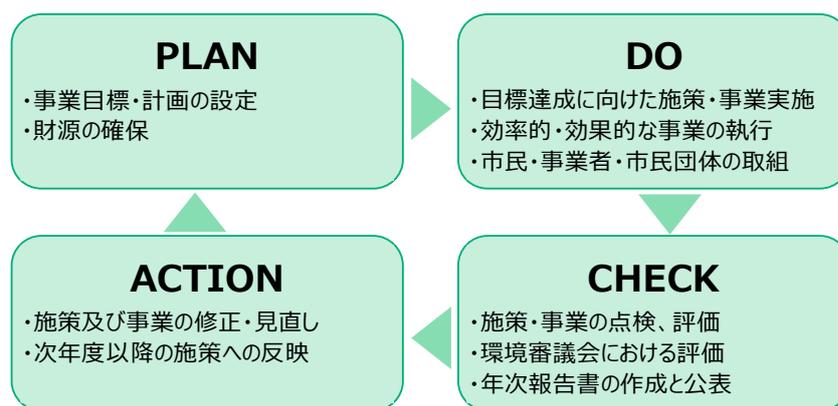
主な主体	役割
市	・市は、本計画の推進主体として、市民や事業者、市民団体等の様々な主体との協働を図り、環境施策の総合的な推進・調整を図ります。
小平市環境審議会	・小平市環境審議会は、小平市環境基本条例第14条に基づく市長の附属機関であり、環境基本計画及び環境保全等に関する基本的事項に関することを調査及び審議を行います。
小平市環境施策推進本部	・小平市環境施策推進本部は、市の庁内組織で、小平市環境基本条例第8条第2項に基づき、市の環境保全等に関する施策について総合的に推進し、調整を行います。
エコダイラ・オフィス計画推進部会	・エコダイラ・オフィス計画推進部会は、本計画の「第7章 エコダイラ・オフィス計画」を所掌し、計画の進捗把握及び調整を行います。
市民	・市民は、環境に配慮した生活スタイルを実践し、環境学習・活動に参加し、市が行う施策や事業に参画します。
事業者	・事業者は、企業活動や社会貢献活動において環境への配慮に取り組むとともに、環境情報を提供し、環境学習・活動に参加し、市が行う施策や事業に参画します。
市民団体	・市民団体は、市民や事業者等の様々な主体と協力し、環境に関する活動を継続的に推進するとともに、専門性を活かした提案を行い、環境学習・活動に参加し、市が行う施策や事業に参画します。

2 進行管理

2-1 進行管理手法

環境施策の取組状況や効果に客観性を持たせるため、本計画の点検・評価を年次報告書として作成し、公表します。

また、進捗状況把握の結果や環境審議会等で明らかになった課題等を速やかに事業展開に反映するための仕組み(PDCA サイクル)を進めます。



2-2 計画の見直し

本計画では、目指す環境像の達成に向けて、毎年度作成する年次報告書等を用いて施策の継続的な改善に取り組みますが、計画の途中段階においても、社会情勢の大きな変化等に応じ、適宜計画を見直します。

3 目標(指標)の整理

前述した各基本方針の目標(指標)について一覧にまとめました。

表 6-2 目標(指標)一覧

基本方針	目標	現状値(2019)	目標値(2030)
I 地球温暖化・エネルギー対策の推進(P34~41)	二酸化炭素排出量	522千t-CO₂(2017)	436千t-CO₂(2030)
施策1 省エネルギーの推進	環境家計簿の利用件数 公共施設におけるLED照明導入率	2,503件 10.7%	5,000件 80%
施策2 エネルギーの有効活用	創エネ・蓄エネ機器等設置費用の助成件数	2,288件	4,000件
施策3 気候変動への適応	未整備地区における雨水管きよ整備地区数	—	7地区(2025)
	雨水貯留・浸透施設設置地区数	—	7地区(2025)
II 循環型社会の形成(P42~47)	市民一人1日あたりごみ総量の抑制	653.8g/人日	前年度比減(毎年度)
施策1 廃棄物の発生抑制	燃やすごみに含まれる可燃性資源の抑制	12.8%	10%
施策2 資源の循環利用	資源物行政回収量の抑制	10,879t	前年度比減(毎年度)
施策3 適正処理の維持・向上	—	—	—
III 水と緑と生きものとの共生(P48~54)	みどり率	29.6%(2017)	29.6%
施策1 生物多様性の理解と配慮行動	自然観察会・講演会・展示会等の開催回数	3回	5回(毎年度)
施策2 みどりと生きものの保全・創出	一人あたり公園・緑地面積	2.77㎡	2.92㎡
	農地面積	179ha	165ha(2027)
施策3 みどりと生きものの活用	公共施設における緑のカーテン設置数	71施設	75施設(毎年度)
	学校給食における地場産農産物の納入率	小学校 31.4% 中学校 31.7%	各30%(毎年度)
IV 快適な生活環境の確保(P55~60)	小平市の環境に対する満足度	69.7%	70%
施策1 大気・水・土壌環境等の監視と保全	二酸化窒素濃度の環境基準達成地点の割合	100%	100%
施策2 身近な住環境問題への対応	飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助の件数(TNR活動の活用を含む)	466件	1,000件
施策3 まちの環境美化の向上	環境美化活動(グリーン作戦)の参加人数または団体数	11,694人 188団体	12,000人 または200団体
	イローチョークの配布本数	295本	300本(毎年度)
施策4 環境にやさしい交通手段への転換	コミュニティバスの利用者数	224,184人	255,500人
	コミュニティタクシーの利用者数(大沼ルート)	26,521人	各ルート 共通目標
	コミュニティタクシーの利用者数(栄町ルート)	25,727人	
	コミュニティタクシーの利用者数(鈴木町ルート)	22,293人	26,730人
V 学びと協働の推進(P61~64)	環境学習・イベント等への参加人数	18,500人	19,000人
施策1 環境教育・学習の充実	出前授業の実施回数	12回	12回(毎年度)
	環境講座の実施回数	49回	50回(毎年度)
施策2 多様な主体との連携・協働	公園等アダプト制度登録団体数 環境配慮事業者連絡会参加事業者数	10団体 17事業者	20団体 30事業者
施策3 普及啓発による環境意識の向上	—	—	—

■ 目標(指標)設定の考え方

各基本方針の達成状況を図るための目標、及び基本方針に紐づく各施策の進捗を把握するための目標は、各基本方針で示した「2030年に目指す姿」の実現を念頭に、定量的、かつ継続的に把握可能な項目を定めました。

基本方針Ⅰ 地球温暖化・エネルギー対策の推進

基本方針の目標の考え方 加速する気候変動に適応しつつ、エネルギー資源の効率的な利用等の結果として削減される「二酸化炭素排出量」を把握します。

各施策の目標の考え方 エネルギー消費の抑制状況把握のため、省エネ・創エネ・蓄エネ機器の導入状況を把握するとともに、家庭や事業所における省エネの取組状況を把握します。また、豊かで快適な生活を守るための気候変動の適応策となる雨水対策の進捗を把握します。

基本方針Ⅱ 循環型社会の形成

基本方針の目標の考え方 有限である資源の効率的な利用により、捨てられる資源を最小化することが最も重要であることから、「ごみ総量」を把握します。

各施策の目標の考え方 資源の再使用・再生利用状況の把握のため、燃やすごみで出されたごみのうち活用可能な資源の削減状況を把握し、また、資源物行政回収量の削減状況を把握します。

基本方針Ⅲ 水と緑と生きものとの共生

基本方針の目標の考え方 豊かなみどりを保全・創出することで、人と多様な生きものの暮らしが成り立つため、「みどり率」を把握します。

各施策の目標の考え方 みどりの保全・創出状況を把握するため、公園・緑地の整備状況や、緑のカーテンの設置状況を把握するとともに、みどりとしての役割をもつ農地の状況を把握します。また、人と多様な生きものが暮らす豊かなまちの形成状況を把握するため、地のものを食べ、自然の豊かさを知る機会確保の観点に着目し、学校給食における地場産農産物の利用状況、自然観察会や講演会等の開催状況を把握します。

基本方針Ⅳ 快適な生活環境の確保

基本方針の目標の考え方 健康で安全、快適な暮らしの基準は、市民一人ひとりの感じ方によることが大きいため、「小平市の環境に対する満足度」を把握します。

各施策の目標の考え方 生活や健康リスクに関わる大気汚染の低減状況を把握するとともに、まちの住環境・環境美化に関する取組状況を把握します。また、排気ガスの排出量削減に資する自動車から公共交通への転換状況を把握するため、コミュニティバス・コミュニティタクシーの利用状況を把握します。

基本方針Ⅴ 学びと協働の推進

基本方針の目標の考え方 環境に対する意識を育てる第一歩は環境学習やイベント等を通じた学びであることから、「環境学習やイベント等の参加人数」を把握します。

各施策の目標の考え方 環境に関する関連情報の活用に向けて、情報を学ぶための基礎となる出前授業や環境講座の実施状況を把握するとともに、学びの実践となる多様な主体との連携・協働について、公園等アダプト制度や環境配慮事業者連絡会の参加状況を把握します。

4 持続可能な開発目標(SDGs)との関連性

平成 27(2015)年 9 月の国際連合総会において、「持続可能な開発目標 (SDGs: Sustainable Development Goals)」が採択されました。

SDGs は、地球規模の私たちの良き将来を実現するための 17 の目標と 169 のターゲットで構成されています。SDGs が示す目標やターゲットには、環境分野の課題解決が含まれることから、計画に基づく本市の取組は、SDGs の目標達成にも寄与することになります。

国内外の先進企業では、SDGs に示された社会課題を企業のビジネスチャンスとして捉え、経営戦略に組み込もうとする動きも始まっています。



図 6-2 SDGs の 17 のゴール

資料：国際連合広報センター ホームページ

SDGs の 5 つの特徴	
普遍性	先進国を含め、全ての国が行動
包摂性	人間の安全保障の理念を反映し、「誰一人取り残さない」
参画型	全てのステークホルダーが役割を
統合性	社会・経済・環境に統合的に取り組む
透明性	定期的にフォローアップ

図 6-3 SDGs の特徴

資料：「持続可能な開発目標(SDGs)」について(外務省, 2019)

表 6-3 各施策とSDGsのゴールの関係

各施策とSDGsのゴールの関係	基本方針Ⅰ			基本方針Ⅱ			基本方針Ⅲ			基本方針Ⅳ				基本方針Ⅴ		
	① 省エネルギーの推進	② エネルギーの有効活用	③ 気候変動への適応	① 廃棄物の発生抑制（リデュース）	② 資源の循環利用（リユース・リサイクル）	③ 適正処理の維持・向上	① 生物多様性の理解と配慮行動	② みどりと生きものの保全・創出	③ みどりと生きものの活用	① 大気・水・土壌環境等の監視と保全	② 身近な住環境問題への対応	③ まちの環境美化の向上	④ 環境にやさしい交通手段への転換	① 環境教育・学習の充実	② 多様な主体との連携・協働	③ 普及啓発による環境意識の向上
貧困をなくそう																
飢餓をゼロに				○			○	○	○							
すべての人に健康と福祉を			○							○	○	○	○			
質の高い教育をみんなに							○							○		
ジェンダー平等を実現しよう																
安全な水とトイレを世界中に								○	○							
エネルギーをみんなにそしてクリーンに	○	○														
働きがいも経済成長も																
産業と技術革新の基盤を作ろう	○	○		○	○	○										
人や国の不平等をなくそう																
住み続けられるまちづくりを	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○				
つくる責任 つかう責任	○	○		○	○			○	○	○			○	○		
気候変動に具体的な対策を	○	○	○	○	○			○					○	○		
海の豊かさを守ろう				○												
陸の豊かさを守ろう							○	○	○							
平和と公正をすべての人に																
パートナリシップで目標を達成しよう															○	

第7章 市が実施する事業者としての取組【エコダイラ・オフィス計画】

市は、地球温暖化対策をはじめとする環境施策の推進を図るため、平成14(2002)年度にエコダイラ・オフィス計画、平成21(2009)年度に第二次エコダイラ・オフィス計画(以下、「前計画」という。)を策定し、温室効果ガス排出量の削減に取り組んできました。近年、環境問題を取り巻く社会情勢は大きく変化し、事業者の社会的責任(CSR)として脱炭素に取り組む等、環境配慮経営によって企業責任を果たす事業者が増加しています。国の「地球温暖化対策計画」の策定を受け、民生業務部門に属する自治体の事務・事業についても、一層の温室効果ガス排出量削減への取組や新たな対応が求められています。

本章は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づいて策定が義務とされている、地方公共団体が実施する事務・事業によって排出される温室効果ガスの削減等に関する計画「地方公共団体実行計画(事務事業編)」に相当する「**エコダイラ・オフィス計画**」として位置付けます。

1 現状

前計画では、市の事務・事業から発生する二酸化炭素排出量について、平成17(2005)年度を基準として、平成24(2012)年度までに6%削減、令和2(2020)年度までに25%削減する目標を掲げました。38か所の公共施設へ太陽光発電システムを導入することで、自然エネルギーによる電力確保とエネルギーの地産地消の推進に努めてきたほか、東日本大震災以降、小平市節電対策基本方針に基づき、ソフト対策(照明の間引きや一斉消灯等)や職員の節電努力により中間目標は達成しました。しかし、行政需要の拡大や気候変動による夏の暑さの厳しさが増したことで最終目標の達成は厳しいものとなりました。

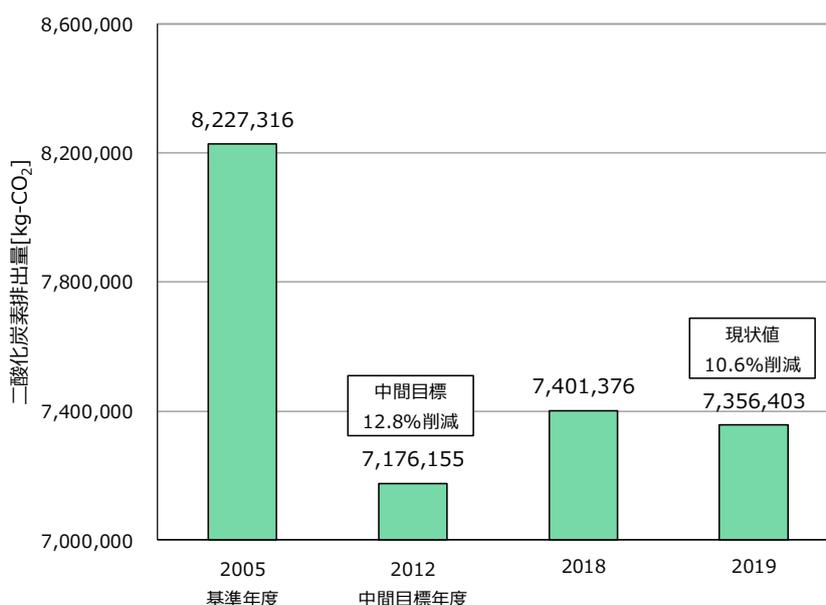


図 7-1 前計画における公共施設の二酸化炭素排出量の実績

表 7-1 前計画における各取組と数値目標の状況

項目	目標	基準年度(2005)	現状値(2019) および増減率	目標 達成状況
電気 使用量	使用量を抑制する	15,030,388 kWh	13,244,749 kWh (△11.9%)	○
都市ガス 使用量		637,820 m ³	783,903 m ³ (22.9%)	×
プロパンガス 使用量		69,711 m ³	15,055 m ³ (△78.4%)	○
水道 使用量	平成 24 年度までに 361,000 m ³ 令和 2 年度まで維持する	384,985 m ³	335,347 m ³ (△12.9%)	○
ガソリン 使用量	平成 24 年度までに 30%削減 令和 2 年度までに 50%削減	76,256 L	26,647 L (△65.1%)	○
軽油 使用量		4,215 L	2,842 L (△32.6%)	×
廃棄物の 排出量	平成 24 年度までに 1%削減 令和 2 年度まで維持	486,626 kg	524,727 kg (7.8%)	×
資源化率	平成 24 年度までに 35% 令和 2 年度まで維持	29.7%	37.5% (7.8 ポイント増)	○
用紙 購入量	平成 24 年度までに 1,400 万枚 令和 2 年度まで維持	12,174,835 枚	14,048,803 枚 (15.4%)	×

2 課題

引き続き、職員一人ひとりが省エネ行動に努めますが、夏の暑さは年々厳しさが増し、健康面や業務効率の視点から柔軟に対応していかなければなりません。職員の節電努力によるエネルギー使用量の削減だけでは削減目標の達成が厳しいことから、並行して高効率で消費電力の低い機器の導入・改修や購入する電気の排出係数の低減化を進めることが必要です。

3 対象期間

国の地球温暖化対策計画、市の第三次環境基本計画の目標に準拠し、令和 3(2021)年度から令和 12(2030)年度までの 10 年間とし、基準年度を平成 25(2013)年度、中間目標年度を令和 7(2025)年度、最終目標年度を令和 12(2030)年度とします。なお、環境や社会情勢の変化、計画の実施・進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

4 対象範囲

市が行うすべての事務・事業とし、庁用車や外部施設も含まれます。なお、これらの対象施設は、施設の統廃合や組織改正等を踏まえ、計画の進行管理の中で必要に応じて見直します。

算定の対象となる温室効果ガスは7種類ありますが、市が排出する温室効果ガスのうち、二酸化炭素が99.9%以上を占めるため、温室効果ガス＝二酸化炭素とします。

5 成果指標

指標 1

市の事務・事業に伴う二酸化炭素排出量について、基準年度比で中間目標年度までに25%削減、最終目標年度までに40%削減します。

指標 2

全職員が環境への影響を自覚し、「指標 1」を担う環境配慮行動に取り組みます。

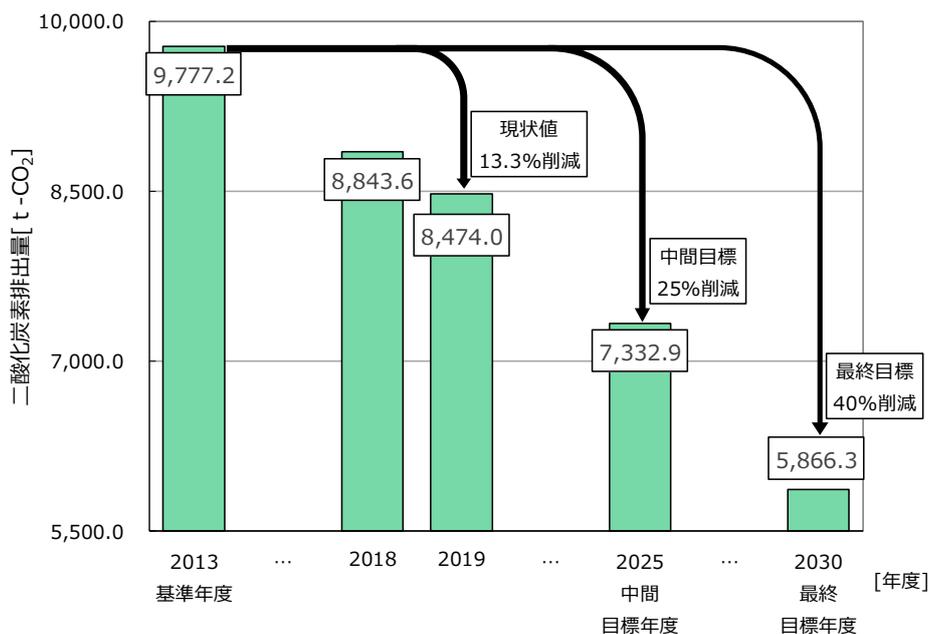


図 7-2 二酸化炭素排出量の推移と目標値

排出係数を前計画から変更したことから、前計画の二酸化炭素排出量から変更が生じています。

毎年度各公共施設や庁用車から排出される二酸化炭素を算出し、排出状況を公表します。また、二酸化炭素排出量に関連する環境配慮行動の成果も公表します。

計画期間中に施設が統廃合、新設された場合は、施設名称は残したまま排出量を合算する等、その都度対応し、全施設が一丸となって目標値の達成を目指します。

表 7-2 施設ごとの二酸化炭素排出量と目標値(t-CO₂)

施設名称等	基準年度(2013)	現状値(2019)	中間目標(2025)	最終目標(2030)	
庁舎	763.6	587.2	△25%	△40%	
地域センター	461.6	317.9			
小平元気村おがわ東	117.1	93.3			
市民文化会館	1,089.8	926.6			
保育園	381.7	326.4			
健康福祉事務センター	60.5	49.4			
福祉会館	300.8	270.9			
健康センター	134.1	89.2			
リサイクルセンター※1	46.2	131.6			
ふれあい下水道館	79.5	60.0			
小学校	2,433.6	2,312.9			
中学校	1,002.0	832.0			
学校給食センター	432.0	442.8			
市民総合体育館	593.8	546.9			
公民館	306.4	255.8			
図書館	671.3	556.7			
その他施設※2	818.0	605.1			
庁用車	ガソリン	74.7			61.8
	軽油	10.6			7.3
合計	9,777.2	8,474.0			7,332.9

※1 リサイクルセンター…平成 30(2018)年度で旧施設が廃止され、令和元年度から新施設が稼働

※2 その他施設…消防団分団、小平ふるさと村、平橋田中彫刻美術館、鈴木遺跡資料館、市民プール、テニスコート、グラウンド、子どもキャンプ場、学童クラブ、ほのぼの館、さわやか館、たいよう福祉センター、あおぞら福祉センター、公園、建設事業所、公衆トイレ、自転車駐車場等

6 取組

二酸化炭素排出量削減に向けた環境配慮行動を 7 項目に分類し、具体的取組を位置付けます。なお、環境問題を取り巻く社会情勢の変化に伴い、7 項目に属さない有効な取組が新たに生じた際は、柔軟に対応します。

■項目 1 省エネルギーの推進

電気・燃料等のエネルギー使用量の抑制は、二酸化炭素排出量の削減に直結します。水道使用量は、市の二酸化炭素排出量の算出に影響はありませんが、有効利用を図ることは浄水処理や排水処理等を行う上下水施設等のエネルギー使用量の削減に寄与します。

施設設備の運用改善や LED 照明の導入等、これまでの取組の継続により引き続き省エネルギーの推進を図り、エネルギー、水道使用量を抑制することを目指します。

【具体的な取組】 【関連項目】

- ・クールビズ・ウォームビズを推奨します。
- ・室温を設定(冷房 28℃、暖房 19℃)し、空調設備の適切な運転管理に努めますが、不快指数や施設利用者への影響等を考慮し、状況に応じてより柔軟に対応します。
- ・空調を稼働する時期は、使用前に空調室外機のフィンコイル、フィルターの清掃を行います。
- ・ボイラー設備や給湯設備については、運転時間の調整や温度管理など、適切に運転管理を行います。
- ・照明は、終日必要最低限の点灯に努めるとともに、LED 照明などの高効率照明機器に更新します。
- ・PC やプリンター等の OA 機器は省エネモードを活用し、使用しない時は電源を切るなど不必要な電力使用を解消します。
- ・3up、4down までのフロア間移動の際は原則階段を利用します。
- ・節水を励行し、水道の使用量の削減に努めます。
- ・毎月エネルギー、水道使用量等の把握および管理を行い、漏電や漏水の早期発見や運用改善に努めます。
- ・AI や ICT、IoT などを活用した職場環境の整備や働き方の多様化の推進により、環境負荷の低減に努めます。
- ・環境省の L2-Tech 水準を達成した機器等、エネルギー効率の高い機器の導入・改修に努めます。

重点取組 1 LED 照明導入率 80%

平成 30(2018)年度に実施した「小平市カーボン・マネジメント強化事業」により、公共施設の照明器具の LED 化は二酸化炭素排出量の削減効果が大きいことがわかりました。公共施設の令和元(2019)年度末 LED 進捗率は 10.7%であり、既存照明を全て LED 化すると 2,714 t-CO₂ の削減効果(基準年度から-27.8%分)があると試算され、指標 1 の達成に大きく貢献します。

国際条約の水俣条約によって、令和 2(2020)年 12 月 31 日以降は一定以上の水銀含有量を有する特定水銀使用製品の製造、輸出入が禁止になったことを踏まえ、各メーカーは蛍光灯器具の生産を順次終了しており、交換時は、価格高騰等のリスクが生じるため、早めの LED 照明への入れ替えが必要です。

■項目 2 エネルギーの有効活用

太陽光発電はエネルギー消費量の削減に、環境に配慮した電力調達には排出係数の低い電気の利用につながり、二酸化炭素排出量の削減が図られます。エネルギー消費量を抑制するだけでなく、小平市の平らな地形を生かした環境に負荷を与えないエネルギーを利用することで、必要なエネルギー量の補完を目指します。

市が自ら創出した再生可能エネルギーについては、無駄なく効果的に活用するため、省エネ・創エネの視点に新たに蓄エネの視点を加え、エネルギーの最大限の活用を図ります。

【具体的な取組】 【関連項目】

- ・より一層、太陽光などの再生可能エネルギーの利用・導入を推進します。
- ・環境に配慮した電力の調達に努めます。
- ・各施設のエネルギー使用量の前年比等の公表により「見える化」を図り、エネルギーの効果的な使用に努めます。【項目 1】
- ・公共施設の休館日における太陽光発電の余剰電力分の活用方法を検討します。
- ・雨水を貯留し、草木への水やり、トイレの洗浄、打ち水などに活用します。【項目 1】
- ・非常時の再生可能エネルギーの活用方法の啓発を図ります。【項目 7】

重点取組 2 エネルギー使用量の「見える化」

エネルギー集計・管理システムを導入したことで各施設の使用量の把握が容易になったため、四半期ごとに使用量の前年比等を公表し、「見える化」を図ります。

異常値の発生有無や各施設で取り組む省エネ対策の結果を短いスパンで認識することで、各施設のエネルギー使用量削減に向けた推進スピードを加速させます。

特に電気の使用に伴う二酸化炭素排出量は、市が排出する二酸化炭素排出量の約8割を占めるため、電気に関する省エネ情報や電力排出係数による変動等を啓発します。

■項目 3 環境に配慮した公共施設の整備

これまで環境配慮型建材及び再生材料を積極的に使用し、建築廃棄物を適正に処理してきました。

今後公共施設の老朽化による更新等が順次行われることを踏まえ、環境配慮型工事の実施やエコマテリアルの使用促進等、公共施設の計画、運用、廃棄までに至るライフサイクルを通じて長寿命、適正使用・適正処理、省エネルギー・省資源、周辺環境保全に配慮し、環境負荷低減に取り組みます。また、国や東京都等が定めた方針、基準に則して公共施設の整備を行います。

【具体的な取組】 【関連項目】

- ・断熱性の向上及びエネルギー効率の高い空調設備の導入のほか、内装の木質化などによるエネルギー使用量の削減に努めます。【項目 1・項目 2】
- ・雨水利用設備や植栽を施すなど、雨水の有効利用による水循環の再生と緑の創出に努めます。【項目 1・項目 2】
- ・フロンや代替フロン、アスベスト等の適正回収・処理に努めた修繕・解体を行います。
- ・屋上・ベランダ・壁面に緑を配置するなど緑化を推進します。【項目 1】

■項目 4 環境に配慮した自動車の利用

令和元(2019)年度実施状況では、前計画の基準年度である平成 17(2005)年度比で、ガソリンの使用に伴う二酸化炭素排出量を 65.1%削減し、目標を達成しました。軽油においては、目標に届かないものの 32.6%削減しました。これは、庁用車の低公害車への買い替えが進んだことやノーカーデーの実施の成果と言えます。

今後は、庁用車の買い替え時は ZEV(電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車)の選定を推奨します。また、引き続きノーカーデーの実施やエコドライブの周知を通して燃料使用量の抑制を図ります。

【具体的な取組】 【関連項目】

- ・庁用車の新たな購入、リース等については、ZEVの導入を進め、排気量や積載量を必要最小限とするとともに、非常時の活用方法を検討します。【項目 2】
- ・庁用車の使用については、エコドライブの推進、ノーカーデーの徹底に努めます。【項目 1】
- ・移動が伴う業務では、庁用車利用の必要性を十分に考慮するとともに、自転車や公共交通機関を積極的に活用します。【項目 1】
- ・庁用車の空調は適正な利用に努めます。【項目 1】
- ・走行量、燃料使用量の把握・管理を行います。

■項目 5 廃棄物の減量

廃棄物の減量は、廃棄物の処理に伴い生じる二酸化炭素の削減につながります。

令和元(2019)年度実施状況では、前計画の基準年度である平成 17(2005)年度比で廃棄物の排出量が 7.8%増加と、目標の達成には至りませんでした。資源化率は 37.5%と目標を達成しました。用紙購入量については、目標である 1,400 万枚以下をわずかに達成できませんでした。

「小平市一般廃棄物処理基本計画(改訂)」に基づき、3R(リデュース、リユース、リサイクル)に努め、廃棄物排出量は毎年度、前年度比減とします。用紙購入量については、過去 10 年間の実績を鑑み、最終目標年度までに 1,200 万枚以下を目指します。

【具体的な取組】 【関連項目】

- ・再生利用や長期利用が可能な製品を購入・使用し、使い捨て製品の購入・使用を抑制します。
- ・使用可能な備品類等は、リユースシステムを活用し、他課での有効使用を図ります。
- ・資源とごみの分別を徹底し、特に紙類の資源化を推進します。
- ・マイ箸、マイバッグ、ふるしきを活用します。
- ・電子決裁や電子資料での会議、印刷前の原稿チェック、両面印刷、2 in 1 印刷、裏面再利用の徹底等により紙使用量の削減に努めます。【項目 1】
- ・外部から持ち込んだ雑誌や食品のごみ(容器、包装紙)等は持ち帰ります。
- ・会議の目的によって資料の閲覧方法を見直します。

重点取組 3 ペーパーレス化の推進(紙使用量の削減)

限りある資源を有効に活用するとともに、用紙・印刷コストの削減及び勤務時間の有効活用や生産性向上のため、ペーパーレス化を図ります。

ICT技術を活用することや、会議の目的によって資料の閲覧方法を見直すことは、紙の使用量の削減や業務効率等の改善につながります。

近年、古紙需給環境の変化に伴い、印刷用紙を中心に価格の高騰が起これ、入手困難な状況です。印刷を必要とする場合でも、重複資料作成の抑制、適正部数の印刷を遵守します。

■項目 6 グリーン調達の推進(環境に配慮した製品の利用促進)

物品やサービスを購入する際、環境負荷の小さいものを選択することをグリーン調達といいます。限りある資源を有効活用することは、森林資源の保全、製造時のエネルギー削減等、地球の環境保全に重要です。令和元(2019)年度実施状況では、グリーン調達に取り組む職員が78%と年々その割合が高まっており、引き続き、グリーン調達指針に従い、環境に配慮した物品の調達を行います。

また、地球に配慮した製品やサービス、行動など、快適な暮らしにもつながるあらゆる「賢い選択」を促す「COOL CHOICE」に取り組めます。

【具体的な取組】 【関連項目】

- ・物品の購入前に代替手段があるかどうか検討し、環境負荷の少ない製品を必要数選択します。【項目 5】
- ・従来通り購入する製品については、価格や品質に加え、環境負荷低減の視点を加え再検討します。
- ・国内の需給環境を踏まえ、可能な限り特定調達物品の調達に努めます。

■項目 7 環境に配慮する意識の高い職員の養成

環境配慮に向けた取組のルールを定めても、その取組が実践されなければ意味がありません。実際に行動を起こすのは職員であることから、環境に配慮する意識の高い職員の養成は重要な取組です。

令和元(2019)年度実施状況では、環境に配慮した行動を積極的に行っている職員は63%ですが、その割合は年々高まっています。引き続き、職員向けの研修や情報提供をとおして環境配慮に接する機会を創出していきます。

【具体的な取組】 【関連項目】

- ・職員に対して、研修の実施やニュース等の発行により、二酸化炭素排出量削減に向けた有効な知識等に係る教育・啓発を図ります。
- ・施設管理者に対して、二酸化炭素排出量削減に向けた運用方法の啓発を図ります。
- ・二酸化炭素排出量を大幅に削減した施設や施設担当課を評価し、公表します。

7 推進体制及び進行管理

取組の進行管理については、環境基本計画の一部として第6章2 進行管理のとおり行います。

コラム 市内事業者の取組



市内では、多くの事業者が環境に配慮した取組を積極的に行っています。

ここでは、事業者が行う環境に配慮した取組のうち、環境配慮事業者連絡会（市内事業者が参画する環境保全活動の情報共有の場）や事業者アンケートを通じて市が把握した取組を一部紹介します。

※本計画の施策体系に沿って掲載(P.33)



環境配慮事業者連絡会の開催状況

■数値目標・取組目標を設定した例

基本方針Ⅰ 地球温暖化・エネルギー対策の推進

- 二酸化炭素排出量を5年間で15%削減
- 東京都の地球温暖化対策の基準の達成

基本方針Ⅱ 循環型社会の形成

- 事業所から出される廃棄物を前年度比で1%削減

その他

- 環境経営（環境保全の取組で企業価値の向上を図ること）に必要な組織運営の整備

■取組内容の例

基本方針Ⅰ 地球温暖化・エネルギー対策の推進

- 省エネ機器（空調機やLED照明等）の導入・更新
〔①省エネルギーの推進〕
- 太陽光発電設備・蓄電池の設置 〔②エネルギーの有効活用〕
- クールビズの励行 〔③気候変動への適応〕

基本方針Ⅱ 循環型社会の形成

- 食品ロス削減の推進 〔②資源の循環利用(リユース・リサイクル)〕

基本方針Ⅲ 水と緑と生きものとの共生

- 鳥の巣箱の設置・交換 〔②みどりと生きものの保全・創出〕
- 屋上庭園の開放 〔③みどりと生きものの活用〕

基本方針Ⅳ 快適な生活環境の確保

- 地域の清掃活動への参加 〔③まちの環境美化の向上〕
- エコドライブの推進 〔④環境に優しい交通手段への転換〕

基本方針Ⅴ 学びと協働の推進

- 他事業者との連携 〔②多様な主体との連携・協働〕



事業所に設置された太陽光発電

資料編

資料 1 小平市環境基本条例

資料 2 小平市環境審議会規則

資料 3 計画策定体制名簿

資料 4 諮問・答申

資料 5 計画策定経過

資料 6 各種アンケート調査及び市民参加

資料 7 エコダイラ・オフィス計画関連

資料 8 用語説明

資料 1 小平市環境基本条例

平成 13 年条令第 20 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)

第 2 章 環境基本計画(第 7 条)

第 3 章 施策の推進(第 8 条—第 13 条)

第 4 章 小平市環境審議会(第 14 条・第 15 条)

第 5 章 雑則(第 16 条)

附則

私たちのまち小平は、武蔵野台地のほぼ中央に位置し、玉川上水の開通による新田開発に伴って発展してきた。私たちの先人は、用水路を開き、雑木林を育て、長い歳月をかけて美しい武蔵野の自然をつくりあげ、私たちに人と自然が共生した豊かな郷土を伝えてきた。

私たちは、先人が育んだこの郷土に家建て、都市施設をつくり、精神的にも物質的にも豊かな都市生活を営んできたが、今や私たちの日常生活や経済活動によって、空気や水の汚れ、緑の減少など、かつてない環境への負荷がもたらされてきている。

私たちは、先人から受け継いだ貴重な財産を次の世代に残しながら、知恵と努力によって、人と自然と都市が調和した郷土をつくりあげていかなければならない。そのため私達は、環境への負荷の少ない循環型のまちを目指し、すべての人と手を取りあって、たゆまぬ努力を続けることを誓い、ここに条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、小平市(以下「市」という。)の環境の保全、回復及び創出(以下「環境の保全等」という。)に関する基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたって、市民が健康で安全かつ快適に暮らすことができる環境を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「循環型社会」とは、資源採取、生産、流通、消費、廃棄等

の社会経済活動の全段階を通じて、資源及びエネルギーの一層の循環及び効率化並びに廃棄物の発生抑制、循環的な利用及び適正な処分を図る等、社会経済システムにおける物質の循環を確保することにより、環境への負荷が低減された社会をいう。

2 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全を図る上での支障の原因となるおそれのあるものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境の侵害であって、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭等によって、人の生命若しくは健康が損なわれ、又は人の快

適な生活が阻害されることをいう。

(基本理念)

- 第3条 環境の保全等は、市民が健康で安全かつ快適に暮らす上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全等は、人と自然とが共生し、循環型社会を基調とした、環境への負荷の少ないまちを目指して、すべての者が協働することによって行われなければならない。
- 3 地球環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条に定める環境の保全等に関する基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な計画を策定し、及び推進する責務を有する。
- 2 市は、自ら率先して環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 3 市は、環境の保全等を図る上で市民及び事業者が果たす役割の重要性にかんがみ、環境の保全等に関する施策に、これらの者の意見を反映するよう必要な措置を講ずるものとする。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、基本理念に基づき、その日常生活において、環境への負荷の低減並びに公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。
- 2 市民は、環境の保全等に関する学習及び活動に積極的に参加するとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、基本理念に基づき、その

事業活動に関し、環境への負荷の低減並びに公害の防止及び自然環境の適正な保全を図るため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な情報の提供に努めなければならない。
- 3 前項に定めるもののほか、事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 事業者は、環境の保全等に関する学習及び活動に積極的に参加するとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境基本計画

第7条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、小平市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定する。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 環境の保全等に関する目標
- (2) 環境の保全等に関する基本的施策の方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ小平市環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映するよう必要な措置を講ずるものとする。
- 5 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更にか

ついて準用する。

第3章 施策の推進

(施策の策定等に当たっての義務)

第8条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、又は実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

2 市は、市の環境の保全等に関する施策について総合的に推進し、及び調整するために必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集等)

第9条 市は、環境の保全等に資するため、環境の保全等に関する情報の収集及び提供に努めるものとする。

(環境学習の推進)

第10条 市は、市民及び事業者が循環型社会の形成及び環境の保全等についての理解を深めるとともに、これらの者による自発的な環境の保全等に関する活動が促進されるように、環境の保全等に関する学習の推進を図るものとする。

(自発的な活動の促進)

第11条 市は、前条に定めるもののほか、市民、事業者又はこれらの者で構成する団体による自発的な環境の保全等に関する活動の促進に努めるものとする。

(国、東京都等との協力)

第12条 市は、環境の保全等に関して広域的な取組を必要とする施策について、国及び東京都その他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(地球環境の保全の促進)

第13条 市は、地球温暖化の防止等の地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

第4章 小平市環境審議会

(設置)

第14条 市の環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査し、及び審議するため、市長の附属機関として小平市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を調査し、及び審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等についての基本的事項に関すること。

3 審議会は、環境の保全等に関する重要事項について、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第15条 審議会は、市長が委嘱する委員12人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(平成13年6月27日・平成13年条例第20号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(以下略)

資料 2 小平市環境審議会規則

平成 13 年規則第 24 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、小平市環境基本条例(平成 13 年条例第 20 号。以下「条例」という。)第 15 条第 3 項の規定に基づき、小平市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の構成)

第 2 条 審議会の委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 市民 5 人以内
- (2) 事業者 3 人以内
- (3) 学識経験を有する者 3 人以内
- (4) 関係行政機関の職員 1 人

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第 5 条 会議は、公開する。ただし、会議を公開することにより、公平かつ円滑な審議

が著しく阻害されるおそれがあるときは、審議会の議により非公開とすることができる。

2 会議の傍聴の手続、傍聴人の遵守事項その他会議の公開に関し必要な事項は、別に定める。

(資料の提出等の要求)

第 6 条 審議会は、審議事項について必要があると認めるときは、資料の提出、説明その他必要な協力を市長に求めることができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、環境部において処理する。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則(平成 13 年 6 月 27 日・平成 13 年規則第 24 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 8 月 30 日・平成 17 年規則第 77 号)

この規則は、平成 17 年 9 月 1 日から施行する。

資料3 計画策定体制名簿

小平市環境審議会 名簿

【第9期】平成29(2017)年9月1日～令和元年(2019)年8月31日

職名	氏名	所属等	区分	備考
会長	奥 真美	東京都立大学教授	学識経験者	
副会長	泉 慎一	市民	市民公募	
	阿部 直子			
	飯島 千ひろ			
	小倉 久美子			
	竹川 敏雄			
委員	猪熊 勇一	小平商工会長 株式会社京典取締役会長	事業者	平成31(2019)年 3月31日まで
	鈴木 庸夫	小平商工会長 有限会社鈴木園代表取締役		平成31(2019)年 4月1日から
	小川 泉	株式会社小川工営代表取締役		
	橋本 英明	武蔵野美術大学		
	市川 徹	早稲田大学理工学術院総合 研究所 招聘研究員	学識経験者	
	中島 裕輔	工学院大学教授		
	竹内 高広	東京都環境局多摩環境事務所 自然環境課長	関係行政 機関の職員	平成31(2019)年 3月31日まで
	川道 克祥	東京都環境局自然環境部 緑施策推進担当課長		平成31(2019)年 4月1日から

【第10期】令和元(2019)年9月1日～令和3年(2021)年8月31日

職名	氏名	所属等	区分	備考	
会長	奥 真美	東京都立大学教授	学識経験者		
副会長	竹川 敏雄	市民	市民公募	令和2(2020)年 3月31日まで	
	中島 裕輔	工学院大学教授	学識経験者	令和2(2020)年 4月1日から	
委員	小口 治男	市民	市民公募		
	中川 都				
	西村 守正				
	服部 千春				
	井内 真	ルネサスエレクトロニクス株式会社	事業者		
	鈴木 庸夫	小平商工会長 有限会社鈴木園代表取締役			
	三島 雄介	多摩信用金庫		令和3(2021)年 1月20日まで	
		小柳 知代	東京学芸大学准教授	学識経験者	
		川道 克祥	東京都環境局自然環境部 緑施策推進担当課長	関係行政 機関の職員	令和2(2020)年 3月31日まで
	青山 一彦	令和2(2020)年 4月1日から			

小平市環境施策推進本部 名簿

職名	所属	職名	所属
本部長	市長	本部員	子ども家庭部長
副本部長	副市長		健康福祉部長
本部員	教育長		環境部長
	議会事務局長		都市開発部長
	企画政策部長		都市建設担当部長
	行政経営担当部長		会計管理者
	総務部長		教育部長
	危機管理担当部長		教育指導担当部長
	市民部長		地域学習担当部長
	地域振興部長		選挙管理委員会事務局長
文化スポーツ担当部長兼 健康・保険担当部長	監査事務局長		

エコダイラ・オフィス計画推進部会 名簿

職名	所属	職名	所属
部会長	環境政策課長	部会員	子育て支援課長
副部会長	総務課長		生活支援課長
部会員	議会事務局次長		都市計画課長
	政策課長		会計課長
	市民課長	教育総務課長	
	市民協働・男女参画推進課長		

資料 4 諮問・答申

【諮問】

平環環発第30号
令和元年6月3日

小平市環境審議会
会長 奥 真美 様

小平市長 小林 正則

小平市環境基本計画について

小平市環境基本条例第7条第3項の規定に基づき、下記の事項について諮問いたします。

記

1 諮問事項

(仮称) 小平市第三次環境基本計画の策定について

2 諮問理由

小平市では、小平市環境基本条例の基本理念の着実な実現に向け、平成14年6月に策定した小平市環境基本計画をはじめとして、平成24年3月に小平市第二次環境基本計画を策定し、環境保全に関する施策を推進してまいりました。

この間、地球温暖化の進行や自然環境の破壊等の環境問題に対し、温室効果ガス排出削減への取組をはじめ、廃棄物の排出抑制、緑化の推進、生活環境の保全などの取組を進めてきましたが、その一方で、気候変動の影響への適応や、生物多様性に関する取組など、新たな課題への対応が迫られています。

こうした状況を踏まえ、環境施策のより一層の推進を図るため、新たな環境基本計画の策定にあたり、貴審議会の意見を求めます。

【答申】

令和3年2月2日

小平市長 小林 正則 殿

小平市環境審議会
会長 奥 真美

(仮称) 小平市第三次環境基本計画の策定について (答申)

令和元年6月3日付け平環環発第30号にて諮問のありました(仮称) 小平市第三次環境基本計画の策定について、当審議会は慎重に審議を重ねて結論に至ったため、別添のとおり答申いたします。

なお、計画の推進に当たっては、下記の事項に留意されるよう申し添えます。

記

- 1 小平市環境基本条例の理念を踏まえた目指す環境像『循環・調和・協働の「わ」を大切に みんなで気持ちよく暮らせるまち こだいら』の実現のために、広く計画の周知に努め、市民・事業者・市民団体・市が一体となり推進すること。
- 2 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく、地方公共団体実行計画（事務事業編）である「エコダイラ・オフィス計画」を本計画に包含した趣旨を踏まえて、市が市民・事業者の模範となるよう、率先して環境施策に取り組むこと。
- 3 脱炭素社会の実現に向けた機運の高まりや、環境問題に関する社会情勢の変化の速さ等を鑑み、計画の見直し等の対応を適切かつ柔軟に図ること。

資料5 計画策定経過

1 小平市環境審議会における審議経過

開催日		内容
令和元(2019)年	6月 3日(月)	諮問、基本方針、スケジュール
	7月29日(月)	市民アンケート調査
	9月27日(金)	計画の骨子案の検討
令和2(2020)年	1月20日(月)	計画の骨子案の検討、市民アンケート調査結果等
	3月23日(月)	計画の骨子案
	6月22日(月)	計画の素案の検討
	9月25日(金)	計画の素案の検討
	10月29日(木)	計画の素案
令和3(2021)年	2月 2日(火)	計画案、パブリックコメント実施結果、答申

2 庁内における検討経過

(1) 小平市環境施策推進本部

開催日		内容
平成31(2019)年	4月25日(木)	基本方針、スケジュール
令和元(2019)年	7月24日(水)	市民アンケート調査
令和2(2020)年	3月 9日(月)	計画の骨子案、市民アンケート調査結果
	7月29日(水)	エコダイラ・オフィス計画の検討
	10月20日(火)	計画の素案

(2) エコダイラ・オフィス計画推進部会

開催日		内容
令和元(2019)年	5月22日(水)	策定体制、スケジュール
	7月 9日(火)	市民アンケート調査
	11月11日(月)	市民アンケート調査結果(速報)
令和2(2020)年	1月 8日(水)	計画の骨子案の検討、市民アンケート調査結果
	5月18日(月)	計画の素案及びエコダイラ・オフィス計画の検討
	7月17日(金)	エコダイラ・オフィス計画の検討
	9月18日(金)	計画の素案の検討
令和3(2021)年	1月13日(水)	計画案の検討、パブリックコメント実施結果

資料 6 各種アンケート調査及び市民参加

1 アンケート調査

(1) 市民アンケート調査

調査期間	対象	回答数	回答率
令和元(2019)年 8月2日(金)～9月2日(月)	市内在住の満18歳以上の市民 (2,000人)	777件	38.9%

【内 容】

小平市の環境や身近な環境、環境に対する考え方、エネルギー設備の導入状況等について調査を実施し、前計画策定の際に実施したアンケート調査の回答と比較分析を行った。

(2) 環境配慮事業者アンケート調査

調査期間	対象	回答数	回答率
令和元(2019)年 10月8日(火)～10月31日(木)	小平市環境配慮事業者連絡会に 参加する事業者 (16事業者)	15件	93.8%

【内 容】

事業者の環境に対する考え方や環境に配慮した取組、環境に関する数値目標等について調査した。

(3) 市民団体アンケート調査

調査期間	対象	回答数	回答率
令和元(2019)年 10月8日(火)～11月20日(水)	市内で環境に関する活動をしている 市民団体 (21団体)	18件	85.7%

【内 容】

団体の活動内容や活動上の課題、団体活動における市民等の参加と他団体との連携等について調査した。

(4) 事業者アンケート調査

調査期間	対象	回答数	回答率
令和2(2020)年 6月11日(木)～6月26日(金)	市内に事業所を有する事業者 (500事業者)	159件	31.8%

【内 容】

事業者の環境に対する考え方や環境に配慮した取組、事業者の環境に関する方針等について調査した。

(5) その他アンケート調査

【内 容】

令和元(2019)年6月～11月にかけて、環境学習講座参加者へのアンケート調査や環境フェスティバル参加者へのシールアンケート調査、小学校出前授業や中学校職場体験実施校の児童・生徒へのアンケート調査等を実施した。

2 市民参加

(1) 市民ワークショップ

日時	開催場所	参加人数
令和元(2019)年11月30日(土) 午後2時～4時	リサイクルセンター 多目的ルーム	10人

【内 容】

小平市の環境についてそれぞれの分野（①エネルギー、②廃棄物関係、③自然環境、④生活環境）の視点から、「良いところ、悪いところ」、「小平市の環境が将来どうなっていてほしいか」、「実現のために何をすべきか」について意見交換し、整理した。

(2) Web 意見交換会(市民ワークショップの代替)

日時	開催場所	参加人数
令和2(2020)年6月27日(土) 午後2時～4時	Web 会議形式(Zoom)	5人
令和2(2020)年7月17日(金) 午後6時30分～8時30分		10人

【内 容】

小平市の環境についてそれぞれの分野（①地球環境、②資源循環、③自然環境、④生活環境、⑤参加と協働）の視点から、「前計画の【市民の取組】の自己評価」、「取り組めなかった理由」、「新しい計画に取り入れたい取組案」等について意見交換を行った。

(3) 地域懇談会

日時	開催場所	参加人数	意見数
令和2(2020)年7月18日(土) 午前10時～11時35分	ルネこだいら レセプションホール	9人	12件

【内 容】

計画策定の説明動画を上映し、意見交換や質疑応答を行った。

(4) 計画策定に係る説明動画

実施時期	配信方法	意見数
令和2(2020)年 7月10日(金)～7月20日(月)	ホームページ You Tube チャンネル	16件

【内 容】

コロナ禍において、広く意見を募集するために実施した。計画策定に係る説明動画（視聴回数は、「小平市を取り巻く環境の状況」118回、「小平市のこれまでの取組」70回、「小平市の新計画の概要」106回）を配信し、意見募集フォームにより、意見を受け付けた。

(5) 計画素案に対するパブリックコメント及び動画配信

実施期間	意見受付場所	配信方法	意見数
令和2(2020)年 11月16日(月) ～12月15日(火)	ホームページ 環境政策課窓口(メール、FAX含む) 市政資料コーナー 東部・西部出張所	ホームページ You Tube チャンネル	11件

【内 容】

計画素案の公表とともに、概要説明動画を配信（再生回数 236 件）し、素案に対する意見を募集した。

(6) 市民参加型生き物調査

時期	調査期間	調査対象の生きもの	報告数
夏編	令和元(2019)年 7月20日(土)～9月30日(月)	8 種 (アザミ類、ヤマユリ、コゲラ、フクロウ類、カマキリ類、クワガタムシ類、カエル類、サギ類)	93 件
秋・冬編	令和元(2019)年 10月1日(火)～12月31日(火)	8 種 (イナゴ類、トカゲ類、ススキ、ガビチョウ、アライグマ、ホンドタヌキ、カエル類、サギ類)	

【内 容】

市内全域で市民参加型の生きもの調査を実施した。夏と秋・冬編で、8 種の調査対象の生きものについて、市民からの目撃情報を募集した。

上記の「各種アンケート調査及び市民参加」の詳細については、下記 URL または QR コードからご覧ください。
なお、市民アンケート調査については、報告書を販売しています。

●市ホームページ URL

<https://www.city.kodaira.tokyo.jp/kurashi/075/075838.html>



資料 7 エコダイラ・オフィス計画関連

1 二酸化炭素排出量の算定方法

二酸化炭素排出量は、「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン Ver. 1.0」で示されている排出係数を基に算出する。燃料やエネルギーの使用量にそれぞれ固有の排出係数を乗じることによって求められる。

表 1 二酸化炭素の排出係数

燃料の種類	単位	排出係数	排出係数単位
電気	kWh	電気事業者の実排出係数	kg-CO ₂ /kWh
都市ガス	m ³	2.16	kg-CO ₂ /m ³
LPG※	m ³	3.00	kg-CO ₂ /kg
灯油	L	2.49	kg-CO ₂ /L
A 重油	L	2.71	kg-CO ₂ /L
ガソリン	L	2.32	kg-CO ₂ /L
軽油	L	2.58	kg-CO ₂ /L

※LPG の kg への換算方法 $kg = m^3 \div 0.502$

資料：温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン Ver1.0(環境省, 2017)

表 2 年度別電気事業者の排出係数 (kg-CO₂/kWh)

対象年度	2013 (基準年度)	2019
東京電力	0.525	0.468
エネット	0.429	-
イーレックス	0.603	-
F-Power	-	-
サミットエナジー	-	0.448
日本ロジテック	0.486	-

資料：各年度電気事業者別排出係数(環境省、経済産業省)

表 3 基準年度における施設・車両からの二酸化炭素排出量とエネルギー使用量

施設名称等	二酸化炭素 排出量 [t-CO ₂]	エネルギー使用量							
		電気 [kWh]	都市ガス [m ³]	LPG [m ³]	灯油 [L]	A 重油 [L]	軽油 [L]	ガソリン [L]	
庁舎	763.6	1,110,028	51,643						
地域センター	461.6	749,633	14,017	106					
小平元気村おがわ東	117.1	143,952	14,662						
市民文化会館	1,089.8	2,045,341	7,421						
保育園	381.7	503,800	34,313	11,658					
健康福祉事務センター	60.5	70,908	8,544				13		
福祉会館	300.8	334,466				38,200	18		
健康センター	134.1	254,385	252				20		
リサイクルセンター	46.2	81,196		36	1,350				
ふれあい下水道館	79.5	151,365							
小学校	2,433.6	2,824,879	323,763	9,120	90			265	
中学校	1,002.0	1,340,303	95,419	73					
学校給食センター	432.0	211,651	14,824		116,000				
市民総合体育館	593.8	793,104	81,784		317				
公民館	306.4	429,266	10,631	784		14,031			
図書館	671.3	1,056,040	11,068	745	7,770				
その他施設	818.0	1,305,958	24,377	2,638	132				
庁用車	ガソリン	74.7						32,195	
	軽油	10.6					4,104		
総計	エネルギー使用量 合計	-	13,406,275	692,718	25,160	125,659	52,231	4,156	32,460
	二酸化炭素排出量 合計[t-CO ₂]	9,777.2	7,590.0	1,496.3	150.4	312.9	141.5	10.7	75.4
	構成比[%]	100.0	77.6	15.3	1.5	3.2	1.4	0.1	0.8

※端数処理により数値の合計が合わない場合がある

資料：市環境政策課資料をもとに作成

2 ごみ・資源排出量

表 4 ごみ・資源排出量の推移

ごみ・資源の種類等	単位	2013 (基準年度)	2018	2019
不燃性資源	kg	23,068	22,943	14,574
段ボール・新聞		45,513	38,236	42,671
雑誌・雑がみ・本		97,672	118,727	139,417
燃やさないごみ		55,503	41,219	35,356
燃やすごみ		345,454	283,175	292,709
合計		567,210	504,300	524,727

資料：市環境政策課資料をもとに作成

3 用紙購入量

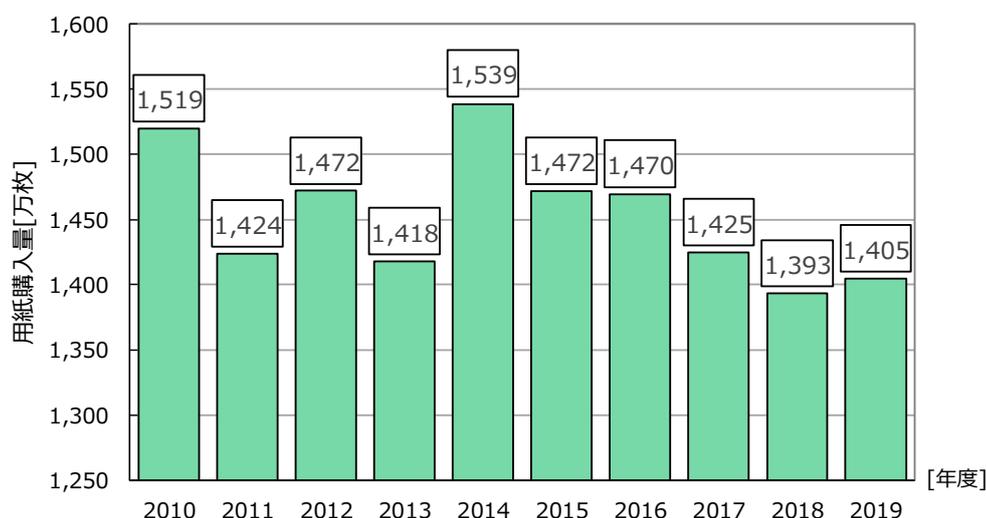


図 1 用紙購入量の推移

資料：市環境政策課資料をもとに作成

4 グリーン調達指針(環境に配慮した物品調達指針)

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(以下、「グリーン購入法」という。)は、環境負荷の少ない持続可能な社会の構築を図ることを目的として、国等による環境物品等の調達の推進、情報の提供、その他の環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定めたものである。グリーン購入法に基づき、国等は環境物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するため、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」を定め、地方公共団体においても環境物品等の調達の推進に努めることとしている。

市においても、法の趣旨を踏まえ、環境負荷の少ない持続可能な社会の構築を図る一助とするため、グリーン調達指針を定め、全庁的に環境に配慮した物品の調達を推進する。

(1) 目的

この指針は、市が積極的に環境に配慮した物品の調達及び印刷物の発注を行うことで、可能な限り環境負荷の低減を図ることを目的とする。

また、市が、率先して環境に配慮した物品の調達を進めることにより、市民・事業者へ、環境配慮型製品の購入・生産を喚起し、循環共生社会の構築を促進する。

(2) 定義

この指針において、「環境に配慮した物品」とは、その製品の資源採取から廃棄までのライフサイクル全体を通して、環境負荷ができるだけ小さいものをいう。

(3) 物品調達時の配慮事項

グリーン購入基本原則に基づく下記の事項に配慮し、物品の調達を行う。

① 必要性の考慮

調達する前に必要性を十分に考える。

② 製品・サービスのライフサイクルの考慮

資源採取から廃棄までの製品ライフサイクルにおける多様な環境負荷を考慮して購入する。

ア 「有害化学物質等の削減」 環境や人の健康に影響を与えるような物質の使用や排出が削減されていること。

イ 「省資源・省エネルギー」 資源やエネルギーの消費が少ないこと。

ウ 「天然資源の持続可能な利用」 天然資源の持続可能な利用を図っていること。

エ 「長期使用性」 長時間の使用が可能であること。

オ 「再使用可能性」 再使用が可能であること。

カ 「リサイクル可能性」 リサイクルが可能であること。

キ 「再生材料等の利用」 再生材料や再使用部品を用いていること。

ク 「処理・処分の容易性」 廃棄時に適正な処理・処分が容易なこと。

ケ 「社会面の配慮」 社会面に配慮していること。

③ 事業者の取組の考慮

環境負荷の低減と社会的責任の遂行に努める事業者から製品やサービスを優先して購入する。

ア 「環境マネジメントシステムの導入」 組織的に環境改善に取り組む仕組みがあること。

イ 「環境への取組内容」 省資源、省エネルギー、化学物質の管理・削減、グリーン購入、廃棄物の削減などに取り組んでいること。

ウ 「情報の公開」 環境情報や社会的取組を積極的に公開していること。

④ 情報の入手・活用

製品・サービスや事業者に関する環境面や社会面の情報を積極的に入手・活用して購入する。

(4) 環境に配慮した物品の選択

グリーン購入ネットワークで制定しているグリーン購入ガイドラインや「エコ商品ねっと」により、購入時の環境面で考慮すべき重要な観点を収集し、可能な限り、エコ

マークやカーボンオフセット、カーボンフットプリントの認証を受けた物品を選択する。掲載がない物品等については、上記(3)の配慮事項に基づき選択する。

(5)印刷・情報用紙

印刷用紙及び情報用紙の購入にあたっては、グリーン購入ガイドラインや「エコ商品ねっと」により、商品の選定を行う。

(6)物品の使用

適切な使用、管理に努め、使用に伴う環境負荷をできるだけ少なくするよう配慮する。

(7)物品の廃棄

リユースの検討や、リサイクル及び処分しやすいよう分別し、適切な廃棄に努める。

資料 8 用語説明

あ 行

^{アールイー}
[RE 100]

企業が行う事業を、化石燃料から全て再生可能エネルギーに切り替えることを目指す取組。Re は「Renewable Energy」の略で、再生可能エネルギーと訳される。

^{アイオーティ}
[IoT]

「Internet of Things」の略で「モノのインターネット」と訳され、現実世界の物理的なモノに通信機能を搭載し、インターネットに接続・連携させる技術。

^{アイシーティ}
[ICT]

「Information and Communication Technology」の略で「情報通信技術」と訳され、コンピューターを使って人と人、人とコンピューターが通信する技術。

[アスベスト]

「石綿」と呼ばれる天然の鉱石で、熱に強い性質から、これまで建材として使われてきた。とても軽いために建物の解体で空気中に飛散し、これが肺ガン等の病気を引き起こす可能性があり、使用が禁止された。

^{イーピー}
[EP100]

「Energy Productivity」の略で「エネルギー効率」と訳され、企業がエネルギー効率の高い技術や取組を導入し、省エネ効率を50%改善など事業のエネルギー効率を倍増させる取組。

^{イーエスジー}
[ESG 投資]

環境(Environment)・社会(Social)・企業統治(Governance)に配慮している企業を重視・選別して行う投資。

[雨水管きよ]

「管きよ」とは水路の総称で、給水・排水を目的として作られる水路全体のことを言

い、このうち「雨水管きよ」は建物や敷地内の降雨を下水として排水する水路を指す。

[衛生害虫]

人や家畜に害を与える昆虫やダニ類のこと。毒や吸血など直接に害を与えるもの、病原体を媒介するものなどがあり、代表的な例ではハエ・蚊・ゴキブリ・ダニなどがあげられる。近年では、ヒアリ、セアカゴケグモなどの外来種が国内でも確認されている。

^{エーアイ}
[AI]

「Artificial Intelligence」の略で「人工知能」と訳され、学習・推論・判断といった人間の知能のもつ機能を備えたコンピューターシステム。

[エコドライブ]

燃料消費量や二酸化炭素排出量を減らし、地球温暖化防止に繋げる運転技術や心がけ。

[エコマテリアル]

「Environmental Conscious Materials」の略で、優れた特性・機能を持ちながら、より少ない環境負荷で製造・使用・リサイクル・廃棄ができ、人に優しい材料。

[エコロジカル・ネットワーク]

野生生物が生息・生育する様々な空間(森林、農地、都市内緑地・水辺、河川、湿地等)が繋がる生態系のネットワーク。

^{エスエヌエス}
[SNS]

「Social Networking Service(ソーシャルネットワーキングサービス)」の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。趣味、職業、居住地域などを同じくする個人同士のコミュニティを容易に構築できる場を提供している。

^{エルイーティ}
[LED]

「Light Emitting Diode」の略で寿命が長い、消費電力が少ないなどの特徴を持つこと

から省エネ効果が高く、家の照明や信号機、車のライトなどに利用されている。

エルツ-テック [L2-Tech]

「Leading & Low-carbon Technology」の略で「先導的低炭素技術」と訳され、エネルギー消費量削減・二酸化炭素排出量削減のための先導的な要素技術またはその先導的な要素技術が適用された設備・機器などのうち、エネルギー由来の二酸化炭素の排出量削減に最大の効果をもたらすもの。

[オープンガーデン]

イギリスで始まった取組で、花や緑で飾られた個人宅の庭を一般公開すること。オープンガーデンを通じて訪問者との交流が深まり、自然とうるおいのあるまちづくりに寄与する取組。

[温室効果ガス]

大気中の二酸化炭素やメタンなど、太陽からの熱を吸収し、地表を温めるガスのこと。地球温暖化の防止のため、温室効果ガスを削減する必要がある。

か行

[カーボンニュートラル]

二酸化炭素の排出量と吸収量のバランスが取れて中立(二酸化炭素の出入りが±ゼロ)な状態。またそのための仕組みや活動。

[カーボンリサイクル]

火力発電や鉄鋼・化学製品の製造過程などで発生する二酸化炭素を回収し、化学品や燃料、鉱物といった製品に再利用することで大気中に放出される二酸化炭素を削減しようという新たな取組。

[外来種]

本来の生息地域から人為的に移動させられることにより、本来の生息地域外で生育又は生息する生物種。

[学童農園]

農業体験を通じて、子どもたちに自然や環境への理解を深めるとともに、都市農業への理解を進めることを目的に、学校近くの農地で農家の指導の下、教育上必要な作業や観察を行う農園。市内では公立小学校 19 校(全校)で実施されている。

[化石燃料]

石油や石炭、天然ガスなどの燃料のこと。微生物の死骸や枯れた植物などが長い年月を経て化石になり、燃料になったと考えられているため、総称して化石燃料と呼ばれる。

[環境家計簿]

電気やガス、水道の使用量を記録することで、エネルギー使用量と、それに伴う二酸化炭素排出量の削減に役立てる家計簿。

Web 版、アプリ版を配信し、パソコンやスマートフォンから手軽に入力できる。定期的にエネルギー使用量の削減を目指すイベントを実施している。

[環境基本法]

平成 5(1993)年 11 月 19 日に公布、施行。環境の保全についての基本理念として、「環境の恵沢の享受と継承等」「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等」

「国際的強調による地球環境保全の積極的推進」の 3 つの理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の環境の保全に係る責務を明らかにしている。

[環境配慮型建材]

持続可能な社会の発展に向けて、環境負荷の低減に資する建物材料。これらを用いて作られた建物は、省エネ住宅などと呼ばれる。

[緩和策]

地球温暖化防止に向けた対策のうち、温室効果ガス排出量削減や二酸化炭素吸収に向けた取組。

[気候変動]

数十年間という期間の中で、気候が移り変わる。二酸化炭素の増加に伴って地球の平均気温が上昇し、大型で強力な台風の発生や大雨、大規模な干ばつが発生するなどの悪影響をもたらす。

[気候危機]

気候変動の影響とみられる自然災害の深刻化により、全ての生きものの生存基盤を揺るがす危機が生じていることを示す。

[喫煙マナーアップキャンペーン]

歩きタバコや吸い殻のポイ捨てを防止し、地域の環境美化を推進するための啓発活動として、市民・自治会・商店会・事業所等と協働し、喫煙マナーの啓発品(ティッシュ等)の配布や、駅周辺の清掃活動を行う取組。

[キャップ&トレード制度]

大規模事業所(前年度の燃料、熱、電気の使用量が、原油換算で年間1,500kL以上の事業所)に二酸化炭素排出量の削減義務を課すもの。

[京都議定書]

温暖化に対する国際的な取組のための国際条約で、平成9(1997)年に京都で開催された国連気候変動枠組条約締約国会議(COP3)で採択された。この取決めに基づき、日本では平成2(1990)年比で平成24(2012)年までに6%の温室効果ガス排出量削減を義務付けられた。

[クールビズ・ウォームビズ]

クールビズは衣服の軽装化により、適正な室温で快適に過ごすライフスタイル。ウォームビズはクールビズの秋冬版で、過度な暖房に頼らず、20度(目安)の温度で快適に過ごすライフスタイル。

[グリーン購入]

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

[グリーン購入基本原則]

グリーン購入を自主的かつ積極的に進めようとするさまざまな個人や組織の役に立つよう、グリーン購入の基本的な考え方についてグリーン購入ネットワークが定めたもの。

[グリーン購入ネットワーク]

グリーン購入が環境配慮型製品の開発や普及を通じて環境負荷の低減に寄与し、ひいては持続可能な循環型社会の構築に資する極めて有効な手段であるという認識の下に、グリーン購入の取組を促進することを目的として設立された企業・行政・民間団体のネットワーク。

[健康増進法]

国民の健康維持と現代病予防を目的として制定された国の法律。令和2(2020)年の改正健康増進法の施行により、受動喫煙防止の観点から多数の者が利用する施設で原則禁煙となった。

[公園等アダプト制度]

市が管理する公共空間(公園、緑地、緑道、用水路)について、市と地域住民とが協働して清掃、緑化等の活動を行う制度。

[光化学オキシダント]

自動車や工場・事業場などから排出される大気中の窒素酸化物、揮発性有機化合物などが、太陽からの紫外線をうけ光化学反応を起こして作り出される物質の総称。光化学オキシダントが発生すると、目やのどの痛みなどの健康影響の症状が現れる。

[小平グリーンロード]

玉川上水、野火止用水、狭山・境緑道、都立小金井公園を結ぶ小平をぐるりと一周する約21キロメートルの起伏の少ない水と緑の散歩道。平成16(2004)年に「美しい日本の歩きたくなるみち500選」に選定され、平成27(2015)年に「新日本歩く道紀行100選「水辺の道」」に認定された。

[小平市一般廃棄物処理基本計画]

「ごみ処理基本計画」、「生活排水処理基本計画」、「災害廃棄物処理計画」の三つで構成され、一般廃棄物の減量化・資源化や適正な処理を推進するための基本的な方針を定めた計画。

[小平市第二次下水道プラン]

中・長期的な視点に立った今後の下水道事業のあり方(方向性)や課題解決に向けた取組を示す計画。

[小平市第四次長期総合計画]

小平市の将来像や進むべき方向性を示す計画。市議会の議決を必要とする「基本構想」を含んでおり、この基本構想は、市の計画体系の最上位に位置づけられる。

[小平市都市計画マスタープラン]

都市計画法に基づき策定された市の都市計画に関する基本方針。まちづくりの将来像とその実現までの道筋を示す。

[小平市農業振興計画]

市内農業を都市農業として振興を図るための指針を示す計画。農業経営基盤強化促進法の農業基本構想として位置づけるものであり、都市農業振興基本法の市の地方計画を兼ねる。

[小平市第三次みどりの基本計画]

都市緑地法第4条に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことで、緑の都市像や施策について定めた総合的な計画であり、市民・事業者・行政が緑の取組を実施するにあたって、方針を示すもの。

[小平市用水路活用計画]

市内を流れる用水路の歴史的・文化的遺産としての役割を考慮しつつ、各々の地域環境にあった整備・活用方法を検討したものであり、市内の全用水路について将来的な活用の指針を示すもの。

[ごみ分別アプリ]

資源・ごみの収集カレンダー、出し方、指定収集袋の販売店などを地図で検索できるアプリ。居住地域に合わせた収集品目の表示や、資源とごみの分別方法を50音順や名称で調べることができるもの。

さ 行**[在来種]**

もともとその生息地に生息していた生物種の個体および集団。

[サステナビリティ]

持続可能性を意味する言葉で、広く環境・社会・経済の3つの観点からこの世の中を持続可能にしていくという考え方。

さんまるいちまる
[3010 運動]

食品ロス(食べられるのに捨てられる食品)の削減運動のことで、飲食店等での会食や宴会時に、はじめの30分と終わりの10分は自分の席で食事をし、食べ残しを減らす取組。

シーエスアイ
[CSV]

「Creating Shared Value」の略で、「共有価値の創造」と訳され、企業のビジネスとして、環境保全などの社会的な課題を解決する取組。企業が社会貢献を行うボランティア的な活動を意味するCSRとは異なり、CSVは企業にとって経済的な利益をもたらすもの。

シーエスアール
[CSR]

「Corporate Social Responsibility」の略で、「企業の社会的責任」と訳され、企業が従業員や消費者、投資家、環境などへの配慮から、企業が担うべき責任や役割、影響力に応じて行う社会貢献活動。

シーシーユーエス
[CCUS]

「Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage」の略で「二酸化炭素回収・利用・貯蔵」と訳され、発生した二酸化炭素を

回収し、産業用途での利用や地下に貯蔵する技術の総称。

[市民共同発電所]

地域のエネルギー自立を目指す取組として市民が再生可能エネルギー事業に出資し、発電した電気の売電所得により投資回収を行うもの。

[市民版環境配慮指針]

平成 14(2002)年に市民公募により集まったメンバーで作成したもので、市民が生活する上で環境負荷を少なくするための方法を示したもの。第二次環境基本計画を踏まえ、改訂版が平成 27(2015)年 4 月に公表された。

[食物資源一次処理物]

調理屑や食べ残し(生ごみ)を乾燥したものの。

[食物資源循環事業]

生ごみを週に一度資源化業者が回収し、たい肥化したものを、農地等で肥料として利用するもの。

[新型コロナウイルス感染症]

咳やくしゃみなどの呼吸器飛沫や、手に触れるものを介して感染する。潜伏性が高く、発熱や咳、味覚または嗅覚異常などの症状が出るほか、合併症により重症化する例もある。

[振動規制法]

工場や事業所での事業活動や建設工事により発生する振動を規制する国の法律で、都道府県が規制地域を指定し、振動を発生する行為に対して適切な措置を義務付けるもの。

[生物多様性地域戦略]

国の生物多様性基本法に基づき地方公共団体が策定する計画で、生物多様性の保全や持続可能な利用に関する戦略を定めたもの。

^ゼ [ZEV]

「Zero Emission Vehicle」の略で有害な排気ガスを全く出さない自動車(電気自動車や水素を用いた燃料電池車等)のこと。

[騒音規制法]

工場や事業所での事業活動や建設工事により発生する騒音について規制する国の法律で、都道府県が規制地域を指定し、騒音を発生する行為に対して適切な措置を義務付けるもの。

た 行

[体験農園]

農家が経営・管理し、市民は指導を受け、作付けから収穫までの作業を体験し、農産物を購入する農園。

[地域循環共生圏]

各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。

[地球温暖化]

人間の活動の拡大に伴う石油・石炭等の大量消費により、二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの排出量が大幅に増加し、地球に余分な熱が残ることにより地球の気温が上昇することをいう。干ばつや海面上昇、伝染病の発生など、人間や生態系などへの影響が懸念されている。

[地産地消]

地域で生産された農産物を地域で消費しようという活動を通じ、農業者と消費者を結びつける取組。輸送に係るエネルギーが少なく済むため、地球温暖化防止に役立つ。

[地方公共団体実行計画(区域施策編)]

国の地球温暖化対策計画に即し、その区域の自然的社会的条件に応じて、計画期間に達

成すべき目標や取組を定め、温室効果ガス排出抑制を推進するための総合的な計画。

^{ティエスアール} [TNR 活動]

「飼い主のいない猫」を Trap(捕獲)して Neuter(不妊去勢手術)を行い、Return(元の場所に戻す)ことで繁殖を防止し、「地域の猫」として一代限りの命を全うさせることで、「飼い主のいない猫」に関わる苦情や殺処分の減少を目指す取組。

[低排出発展戦略]

パリ協定では、協定締結国に「長期的な温室効果ガスの低排出型の発展のための戦略」を令和 2(2020)年までに策定する努力が要請されている。これを受けて環境省が平成 29(2017)年 3 月に「長期低炭素ビジョン」を作成した。

[適応策]

地球温暖化防止に向けた対策のうち、地球温暖化による環境変化の影響を回避・軽減する取組。

[東京都受動喫煙防止条例]

改正健康増進法とほぼ同時期に成立した東京都の条例で、特に健康影響を受けやすい 20 歳未満の子どもや、受動喫煙を防ぎにくい立場である従業員を受動喫煙から守る観点で、都独自のルールが定められている。

[透水性舗装]

路面の水を路床へ浸透させる舗装。集中豪雨の冠水緩和、地下水涵養、ヒートアイランド現象の緩和等を目的に適用される。すべり抵抗の確保等に利点がある。

[都市計画公園]

都市計画法に基づき、公園として都市計画決定された施設。防災や避難場所の確保、環境保全や住民の健康で文化的な生活の維持に資するという都市計画上の目的に資する施設として位置づけられるもの。

は 行

[廃棄物減量等推進員]

ボランティアとして、居住地域でごみの減量とリサイクルについて指導的な役割を担う人材。法律や条例に基づき、2 年の任期で市長が委嘱する。

^{ビーオーディ} [BOD]

「Biochemical Oxygen Demand」の略で、「生物化学的酸素要求量」と訳され、水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量を表す。河川の有機汚濁を測る代表的な指標となる。

[プラスチック削減プログラム]

ゼロエミッション東京戦略が目指す令和 32(2050)年の二酸化炭素排出実質ゼロの実現に向け、令和 12(2030)年に廃プラスチックの焼却量 40%削減などを目標として東京都が取り組むプログラム。

[ビオトープ]

動物や植物が安定して生活できる生息空間（生物生息空間）のこと。ドイツで生まれた概念で、「bio(命)」と「topos(場所)」というギリシア語を組み合わせた造語。川やアマゾンの雨林などの大きな空間から池や小鉢などの小さな空間まで、魚や虫、多様な微生物が住まうところはビオトープと呼ばれる。

[プラスチック資源循環戦略]

プラスチックという素材に着目して資源循環を徹底することで、資源効率性や海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化問題、中国に端を発するアジア諸国の輸入制限等、世界的にも重要性が高まるこれらの課題に対処し、持続可能な社会の実現に向けた国の方向性を示すための戦略。

[保存樹林]

市内の恵まれた緑を保護し、積極的に緑化を推進するために市が指定した樹林。

ま 行

[マイルストーン]

プロジェクトを達成するために重要な中間目標地点。

[みどり]

小平市第三次みどりの基本計画における、雑木林、屋敷林、農地、用水路、住宅地や公的空間の植栽地などの緑地空間に加えて、そこから醸成された歴史や文化、市民活動などを含む、多くの価値観を持つ概念。「緑」と表記したときは樹木など植物そのもの、あるいは植物が生息している場所を指す。

や 行

[有害鳥獣]

クマ、シカ、イノシシ、カラスなどが市街地や農地に入り込み、何らかの被害をおよぼすなど、人畜や農作物などに被害を与える鳥獣のこと。近年では、アライグマ、ハクビシンなどの外来種による被害が増加している。

ら 行

[ライフサイクルコスト]

「Life cycle cost」をカタカナ表記した言葉で製品や構造物（建物や橋、道路など）が作られてから、その役割を終えるまでにかかる費用（製造時の初期費用と維持管理に係る費用）の合計。

[歴史環境保全地域]

東京都が都民の大切な財産として、歴史的遺産と一体となった自然の存する地域を、その歴史的遺産とあわせてその良好な自然を保護することが必要として指定する土地の区域。

小平市第三次環境基本計画

令和 3(2021)年 3 月発行

編集・発行 小平市環境部環境政策課

〒187-8701

小平市小川町二丁目 1333 番地

TEL (042) 346-9818

FAX (042) 346-9643

電子メール kankyoseisaku@city.kodaira.lg.jp

¥650



リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

本書は適切に管理された森林資源から作られた用紙と植物油インクを使用しています。